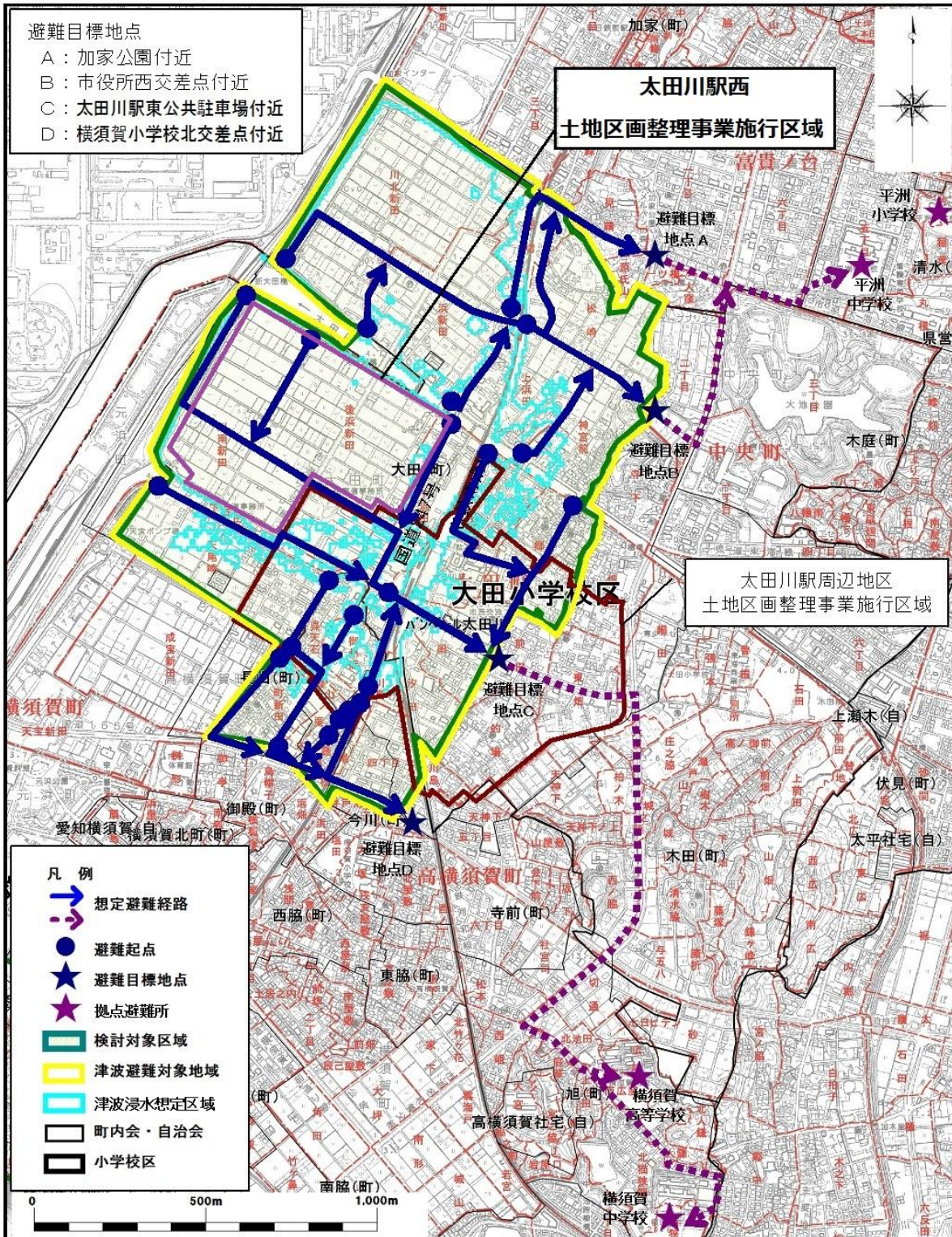


【避難経路想定図】



## (2) 避難可能距離の設定

### ア 避難目標地点の設定

前節と同様の考え方にに基づき、加家公園付近、市役所西交差点付近、太田川駅東公共駐車場付近及び横須賀小学校北交差点付近の4か所を避難目標地点として設定する。

### イ 避難可能距離の設定

前節と同様の考え方にに基づき、避難可能距離は、避難行動要支援者等が避難できる距離に留意し、800m以内を基本とする。ただし、避難距離1,350m以上の地域については、その他の住民等の避難目標地点への避難の困難性に配慮し、避難施設の確保に特に配慮するものとする。

## (3) 避難可能距離内での避難可否の判断

想定避難経路において、避難行動要支援者がいる場合の避難の可否は以下のとおりである。

検討対象区域内の川南新田と後浜新田は、津波一時避難ビルである日本福祉大学東海キャンパスに避難が可能となるが、避難目標地点までの距離が1,350m以上であり、避難目標地点まで津波到達予想時間内に避難することが難しい住民等が発生するリスクが高い地域である。

また、川北新田及び浜新田では、避難経路に一時避難可能な場所がなく、避難行動要支援者等の津波一時避難ビル等への避難可能距離外(800m以上)となる。

地区区分		住民等の避難者（人）				避難場所までの距離（m）						
町名	字名	人口	避難行動要支援者等			避難目標 地点までの 距離	津波一時避難ビルまでの距離					
			登録者	65歳以上 世帯の 人数	65歳以上 世帯の 人数 ×3		日本福祉 大学東海 キャンパス	東海市 芸術 劇場	(株) スカテック 松雲寮	マール ホテル 東海	ザ・ カー ホテル	800m 未満
大田町	川北新田	7	1	1	3	1,290(B)	不可	不可	不可	不可	不可	×
	堀切	42	1	3	9	740(A)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	浜新田	159	4	13	39	1,080(B)	不可	不可	不可	不可	不可	×
	松崎	105	3	9	27	760(A)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	上浜田	495	13	41	123	750(B)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	神宮前	160	3	13	39	560(B)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	天尾崎	434	3	36	108	1,120(B)	420	730	不可	不可	不可	○
	後田	371	2	31	93	790(B)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	蟹田	653	11	54	162	380(B)	不可	50	不可	不可	不可	○
	川島	39	1	3	9	540(B)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	川南新田	30	1	2	6	1,660(C)	790	1,190	不可	不可	不可	○
	郷中	391	11	32	96	480(B)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	汐田	172	1	14	42	530(B)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	下浜田	561	8	46	138	850(B)	不可	470	不可	不可	不可	○
後浜新田	11	0	1	3	1,450(C)	590	990	不可	不可	不可	○	
高横須賀町	四丁目	449	7	18	48	500(D)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	御洲浜	65	2	6	18	920(D)	不可	不可	不可	190	190	○
	踊場	75	1	7	21	450(D)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	尾之松	4	0	0	0	470(D)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	川田	55	0	5	15	520(D)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	栗ノ木	67	5	6	18	400(D)	不可	不可	不可	不可	不可	○
	呉天石	221	5	20	60	1,180(D)	不可	不可	不可	420	420	○
	葭山	91	1	8	24	840(D)	不可	不可	不可	200	200	○
町新田	278	9	26	78	940(D)	不可	不可	不可	210	210	○	
合計	4,935	93	395	1,185								

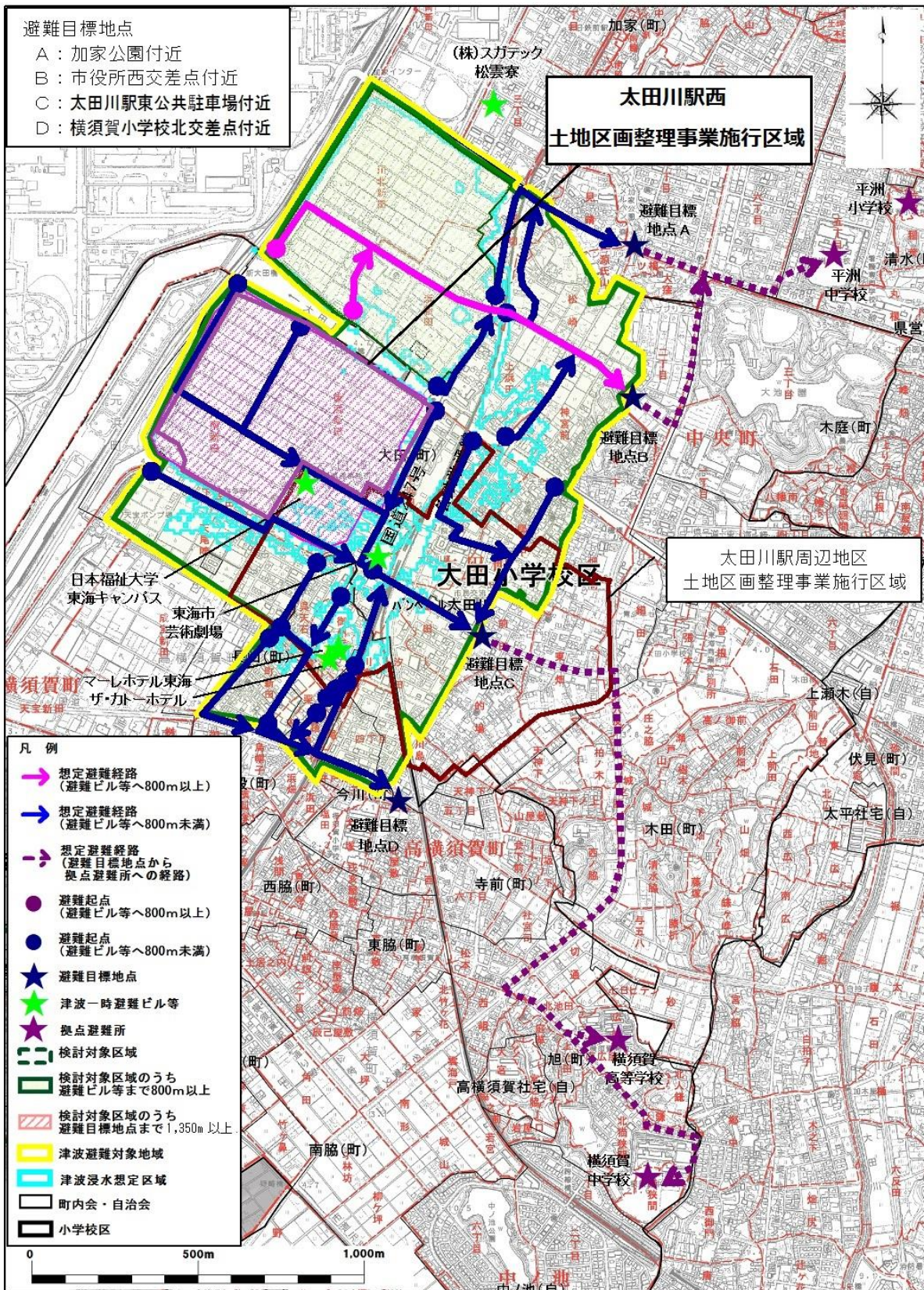
※人口、登録者、65歳以上世帯の人数は、「2 住民等の避難者の想定」を参照

※65歳以上世帯の人数×3は、65歳以上世帯の方1人につき、2名の付き添いを想定したもの

※不可＝避難経路の想定条件と合致しない避難経路

※避難目標地点までの距離の（ ）内の記号は、避難目標地点（A～D）を表す

【避難可能距離内の避難可否確認図】



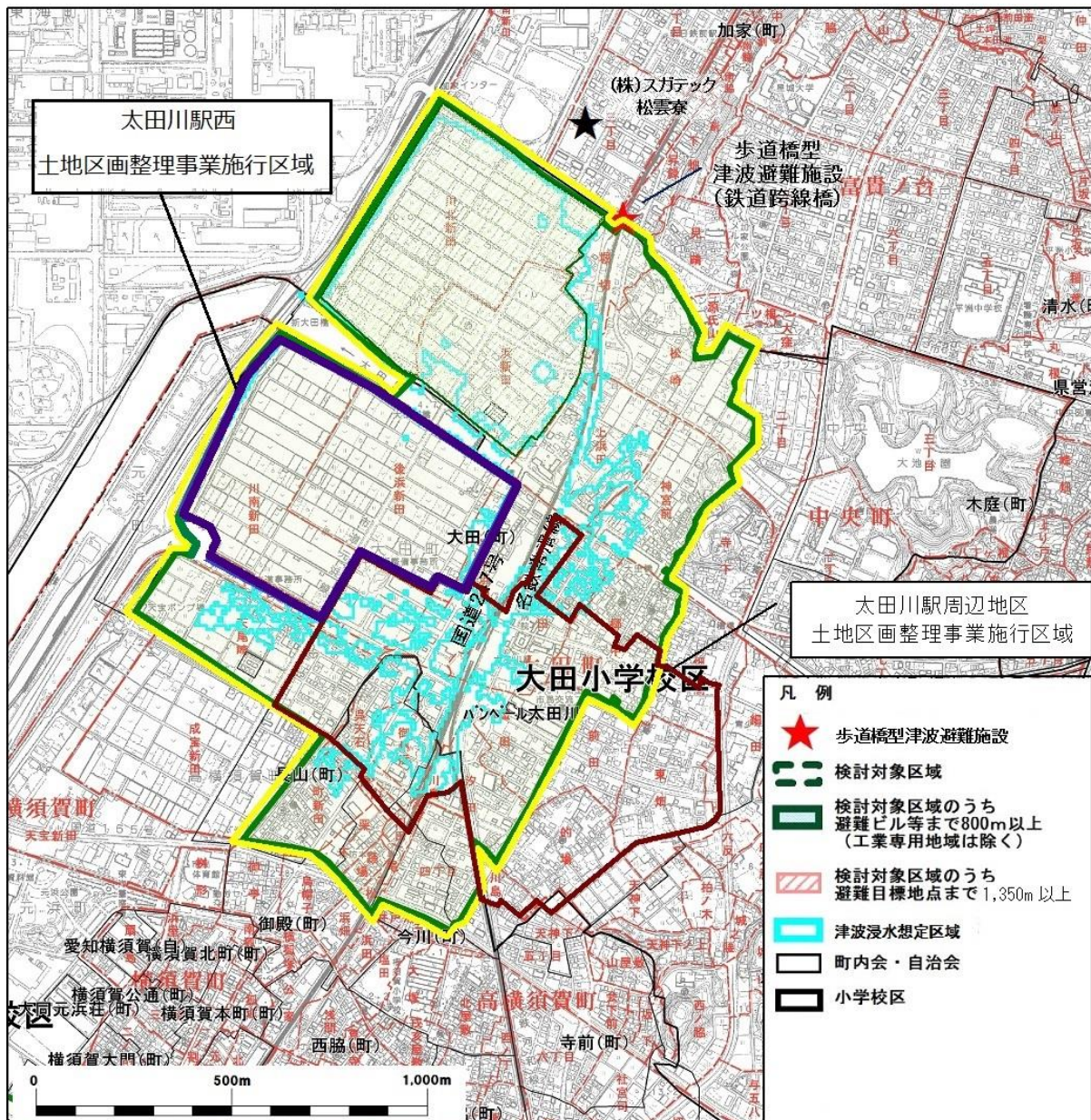
#### 4 新たな避難施設の検討

##### (1) 新たな避難施設確保の条件

避難可能距離内において、既存避難施設での広域避難場所の確保が困難な地域（津波一時避難ビル等まで 800m以上）は、大田川の北側（大田町川北新田及び浜新田）地域である。これらの地域に近接して、検討対象区域外の北側には津波一時避難ビルである（株）スガテック松雲寮があるが、約1キロの距離があること、及び4車線道路を横断する必要があることから、避難行動要支援者がいる場合などの安全な避難が困難な状況である。

そのため、新たな避難施設の候補として、市道大池北線の歩道橋型津波避難施設（鉄道跨線橋）の活用を想定する。

【避難施設の検討条件図】



(2) 新たな避難施設への避難距離の検証

鉄道跨線橋への避難距離に関する検証結果は、避難起点からの距離が1,000mとなり、避難行動要支援者等が避難する場合の避難可能距離内(800m以内)とはならなかった。

地区区分		住民等の避難者(人)			避難場所までの距離(m)	
町名	字名	人口(a)	[避難行動要支援者等] 65歳以上世帯の人数×3 (b)	避難距離 1,350以上:(a) 1,350未満:(b)	避難目標地点までの距離	歩道橋型津波避難施設までの距離
大田町	川北新田	7	3	3	1,290(B)	1,000
	浜新田	159	39	39	1,080(B)	840
合計		166	42	42		

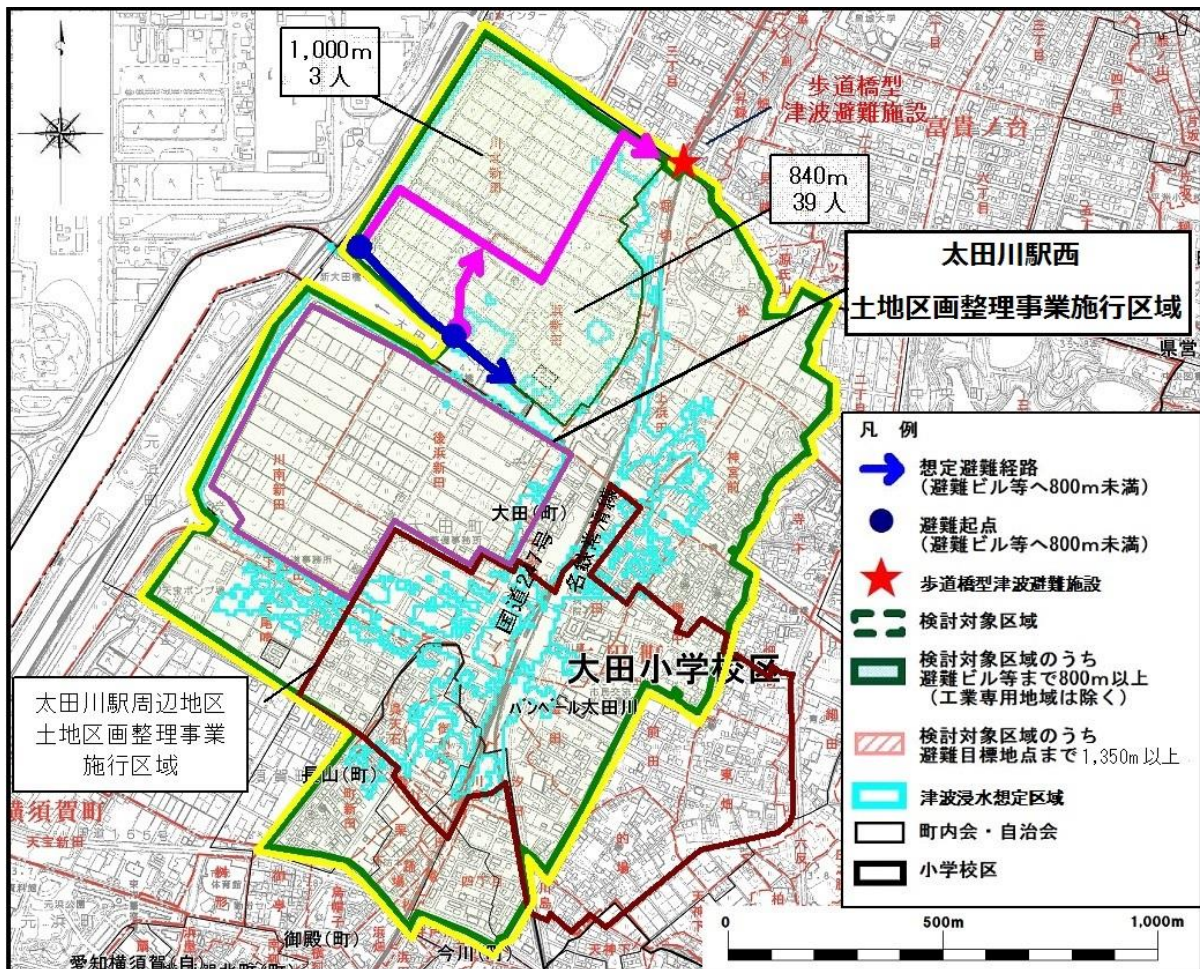
※  は、検討対象区域のうち、避難目標地点まで1,350m以上を表す

※人口は、「2 住民等の避難者の想定」を参照

※65歳以上世帯の人数×3は、65歳以上世帯の方1人につき、2名の付き添いを想定したもの

※避難目標地点までの距離の( )内の記号は、避難目標地点(A~D)を表す

【避難距離検証図】



上段：津波一時避難ビル又は歩道橋型津波避難施設までの距離

下段：避難目標地点までの距離が、1,350m未満の場合は65歳以上世帯の人数×3、1,350m以上の場合は人口

## 5 大田地区の避難対策方針

1～4の検討結果を踏まえ、大田地区における避難対策方針を以下のとおり設定する。

### ■津波により甚大な被害が想定される地域

a.市は、津波により甚大な被害が想定される地域においては、避難行動要支援者を含め、住民等の命を守るよう、避難可能距離内で不足する津波一時避難ビル等の確保に努める。

### ■その他居住地域

b.上記地域と避難目標地点の間に位置するその他の居住地域については、避難可能時間を考慮し、徒歩での避難が可能な場合は、できる限り避難目標地点への徒歩での避難を行う。

### Ⅲ. 養父地区

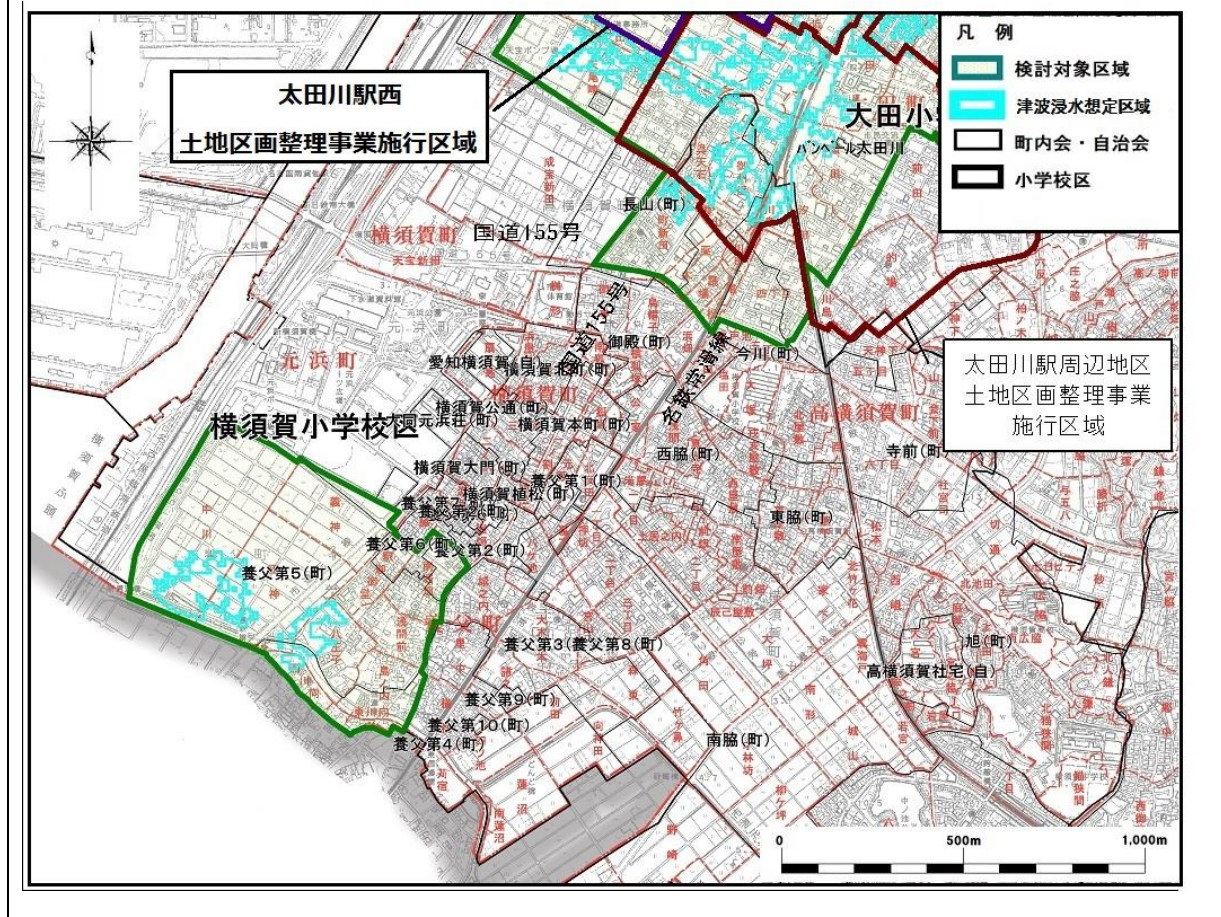
#### 1 検討対象区域の設定

養父地区における検討対象区域は、避難対象地域と同様の以下の区域とする。

#### 【検討対象区域】

小学校区	面積 (ha)	想定浸水深 (m)	町内会・自治会の一部又は全部	町字	
				町	字
横須賀	47	～2	養父第2(町) 養父第4(町) 養父第5(町) 養父第6(町)	養父町	義神、島ノ内、釈迦御堂、浅間前、中川、西川向、八王子、東川向、正神、南堀畑

検討対象区域設定図





## 2 住民等の避難者の想定

検討対象区域において、避難行動要支援者を含む住民等の避難者数の想定は以下のとおりである。

地区区分			住民等の避難者（人）		
小学校区	町名	字名	人口	避難行動要支援者等	
				登録者数	65歳以上世帯の人数
横須賀	養父町	義神	8	0	0
		島ノ内	148	6	40
		釈迦御堂	170	1	40
		浅間前	145	1	39
		中川	0	0	0
		西川向	24	0	7
		八王子	133	4	23
		東川向	19	0	8
		正神	0	0	0
		南堀畑	132	3	53
合 計			779	15	210

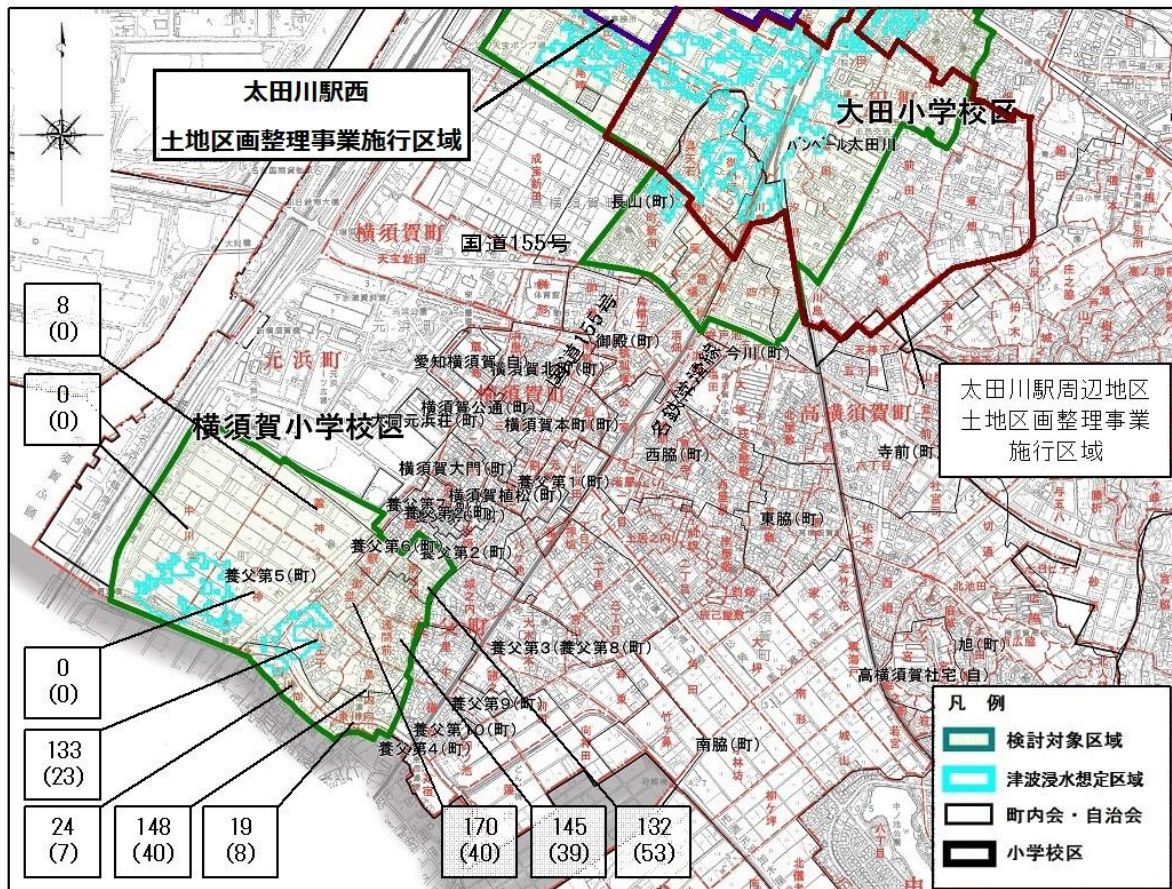
住民等の避難者人口（住民基本台帳（平成27年（2015年）3月31日現在））

避難行動要支援者登録者（東海市災害時避難行動要支援者資料（平成27年（2015年）8月20日現在）から集計した登録件数）

※登録者数には高齢者を含むため、65歳以上世帯の人数と一部重複する者がある

65歳以上世帯の人数（行政区別満年齢別人口統計表による人口）

【避難者想定図】



上段：住民等の避難者人口（住民基本台帳（平成27年（2015年）3月31日現在））

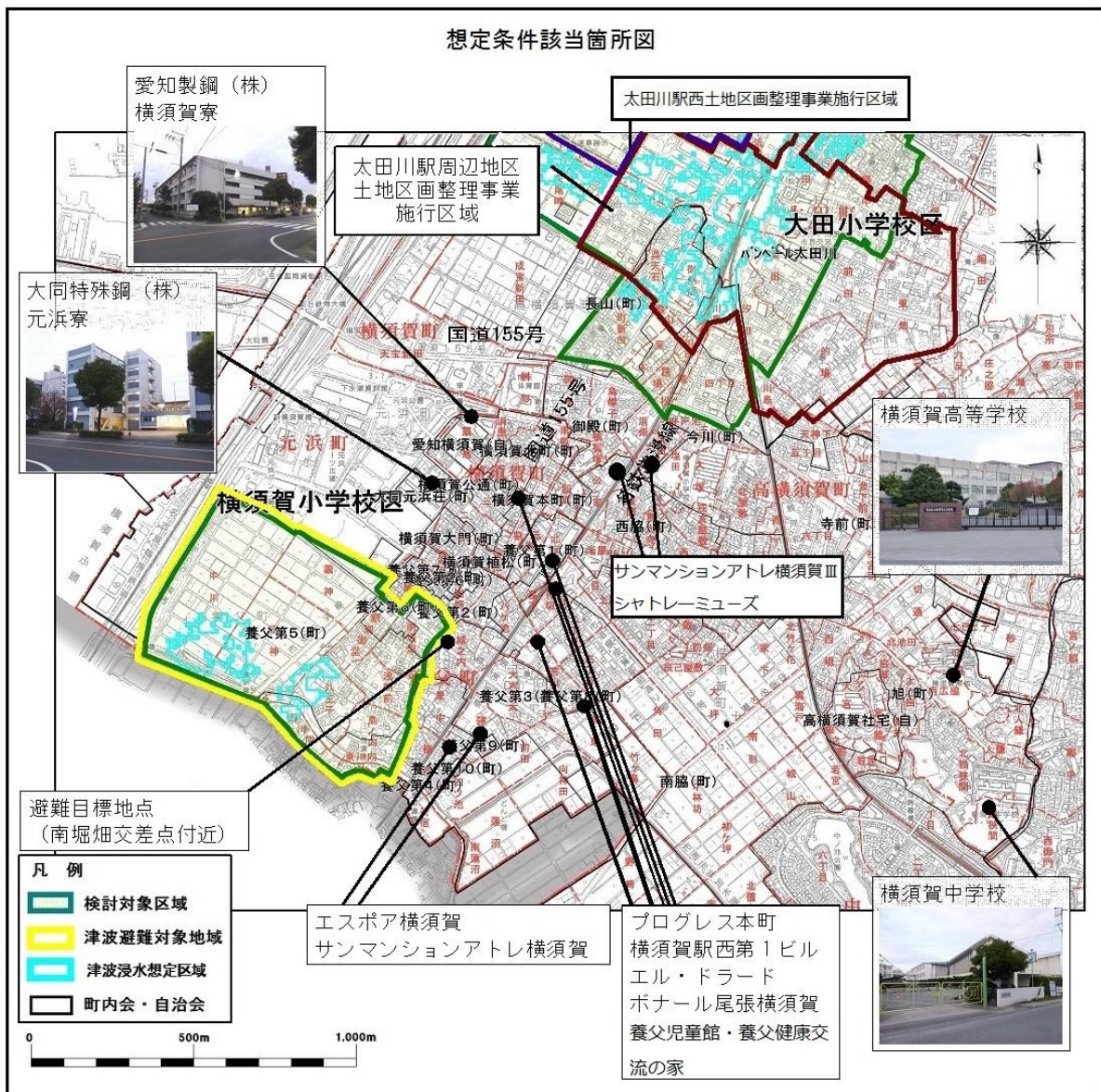
下段：65歳以上世帯の人数（行政区別満年齢別人口統計表による人口）

### 3 避難可能の有無の判定

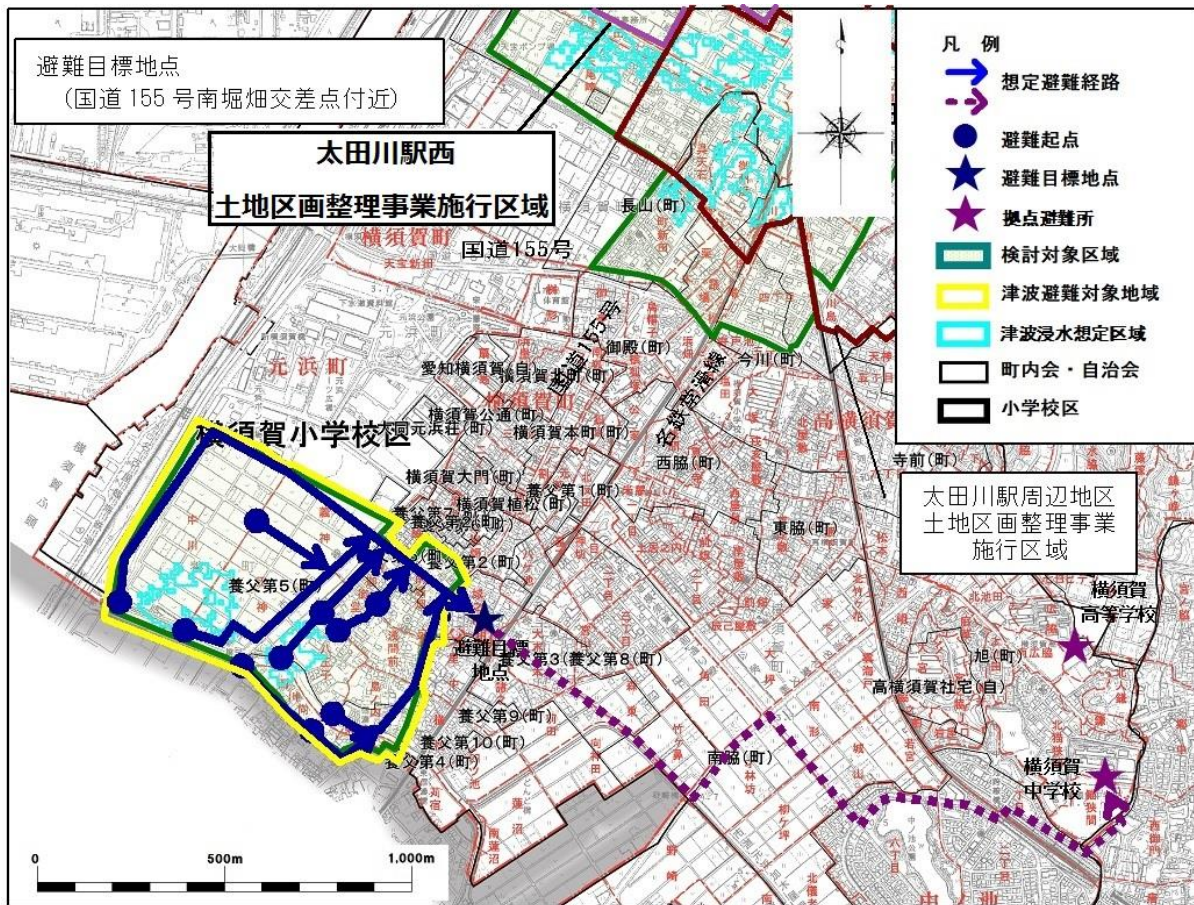
#### (1) 避難経路の想定

避難目標地点までの想定される避難時間、避難距離を設定し、避難可能の有無を判定するため、各町字から想定される主な避難経路を想定する。

避難経路の想定条件は、第2節及び第3節と同様に、避難経路の安全性、機能性を考慮し、避難道路までの接続が可能な市道認定道路について、避難道路選定の考え方等に留意して、以下のように設定を行う。



【避難経路想定図】



(2) 避難可能距離の設定

ア 避難目標地点の設定

前節までと同様の考え方に基づき、国道 155 号の南堀畑交差点付近を避難目標地点として設定する。

イ 避難可能距離の設定

前節までと同様の考え方に基づき、避難可能距離は、避難行動要支援者等が避難できる距離に留意し、800m以内を基本とする。ただし、避難距離 1,350m以上の地域については、その他の住民等の避難目標地点への避難の困難性に配慮し、避難施設の確保に特に配慮するものとする。

### (3) 避難可能距離内での避難可否の判断

想定避難経路において、避難行動要支援者がいる場合の避難の可否は以下のとおりである。

居住者がいる地域では、西川向を除く全ての地域について、避難行動要支援者等の津波一時避難ビル等への避難可能距離圏内（800m以内）であり、避難対象地域外の目標地点に直接避難が可能となる。

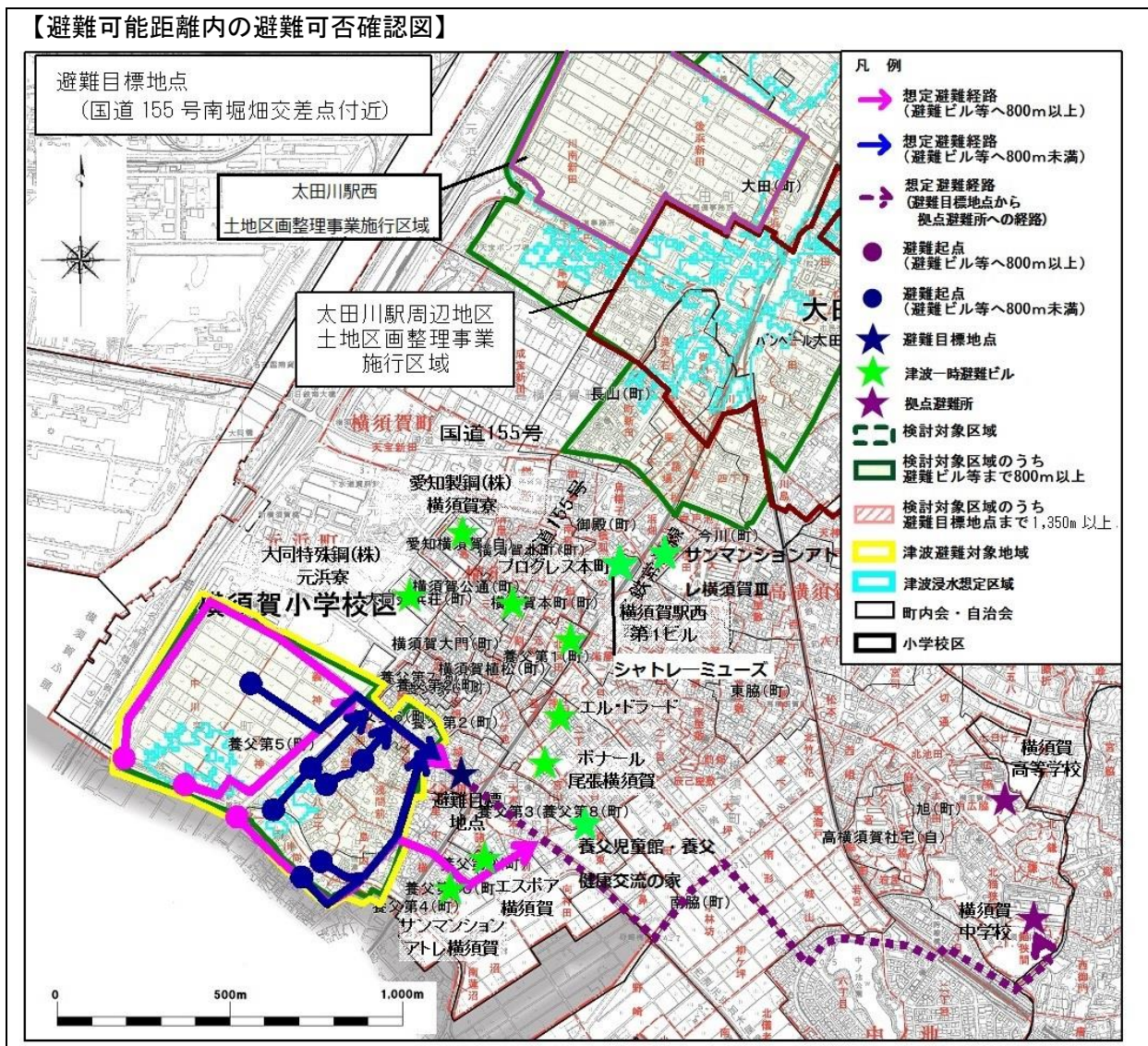
養父町西川向では、避難可能距離である1,350mの範囲には含まれているが、避難行動要支援者等の津波一時避難ビル等への避難可能距離（800m以内）を若干超過している。

地区区分		住民等の避難者（人）				避難場所までの距離（m）				
町名	字名	人口	避難行動要支援者等			避難目標 地点までの 距離	津波一時避難ビルまでの距離			
			登録者	65歳以上 世帯の 人数	65歳以上 世帯 の人数 ×3		サンマンション アトレ横須賀	エスポア 横須賀	予定 施設	800m 未満
養父町	義神	8	0	0	0	670	不可	不可	—	○
	島ノ内	148	6	40	120	550	不可	不可	—	○
	釈迦御堂	170	1	40	120	470	不可	不可	—	○
	浅間前	145	1	39	117	410	不可	不可	—	○
	中川	0	0	0	0	1,370	不可	不可	—	×
	西川向	24	0	7	21	900	840	不可	—	×
	八王子	133	4	23	69	640	不可	不可	—	○
	東川向	19	0	8	24	660	不可	不可	—	○
	正神	0	0	0	0	950	不可	不可	—	×
	南堀畑	132	3	53	159	290	不可	不可	—	○
合計		779	15	210	630					

※人口、登録者、65歳以上世帯の人数は、「2 住民等の避難者の想定」を参照

※65歳以上世帯の人数×3は、65歳以上世帯の方1人につき、2名の付き添いを想定したもの

※不可＝避難経路の想定条件と合致しない避難経路



#### 4 避難施設等の計画

養父地区では、本市の避難所の指定見直しにより、最寄りの拠点避難所が横須賀中学校となり、避難距離が2km以上である。また、津波浸水想定区域に含まれているが、地区内には避難可能となる高層建築物が存在しないことから、緊急時には周辺の避難施設の活用による対応が求められている。

現在、養父地区の周辺概ね1km圏内には、指定済みの津波一時避難ビルが11施設あり、その収用可能人数は2,961人となっている。

今後は、これらの一時避難施設を有効に活用しながら、津波発生時における住民の安全確保に努めるものとする。

5 養父地区の避難対策方針

1～4の検討結果を踏まえ、養父地区における避難対策方針を以下のとおり設定する。

■津波によりよる浸水が想定される地域

a.市は、津波によりよる浸水が想定される地域においては、避難行動要支援者を含め、住民等の命を守れるよう、避難可能距離内で不足する津波一時避難ビル等のさらなる確保に努める。

### 第3節 臨海工業地域の避難計画

臨海工業地域は、西部の堤外地一体と北西部にある堤内地の一部地域で構成される。

これら臨海工業地域は、対象とする地震・津波により、一部地域で浸水が想定される等、津波に対して危険性が高い地域のため、大地震が発生した場合には、津波に対して安全な場所への避難や地域の孤立対策等により、従業者や来訪者の身の安全を確保する必要がある。

このため、臨海工業地域での津波対策として、広域避難場所、避難経路、避難方法、避難誘導等の方針について検討を行う。

#### 1 地区の概況

ブロック名	地区の概況	浸水被害の概況
堤内地	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄鋼関連事業所、輸送関連会社など中小規模な企業が多数立地している。</li> <li>西部にある貨物専用の鉄道線路が区域を分断しており、踏切が複数存在する。</li> <li>中央に水路があり、横断するための橋梁が複数存在する。</li> <li>西部に堤防があり、出入口は主に南東部に存在する西知多産業道路（国道247号）となる。</li> <li>南部に橋梁が接続する。</li> <li>北部に天白川が、南部に土留木川が流れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北部と南東部に一部浸水区域内（浸水深0～1m）が存在する。</li> </ul>
堤外地	①-A	—
	①-B	—
	①-C	—



ブロック名		地区の概況	浸水被害の概況
堤外地	①-D	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な鉄鋼関連事業所が立地、他に自動車製造会社などが立地している。</li> <li>北東部の東海 JCT の高架下に西知多産業道路（国道 247 号）が、北部の伊勢湾岸自動車道に並行して、高架下に道路が存在する。</li> <li>北部に東海 IC が、南東部に荒尾 IC が存在する。</li> <li>南西部は海となっている。</li> </ul>	—
	①-E	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送関連会社、鉄鋼関連事業所、石油小売業など、小規模な企業が立地している。</li> <li>中央に貨物専用の鉄道線路があり、南部に接道している道路に踏切が存在する。</li> <li>南東部に西知多産業道路（国道 247 号）が、南西部の名古屋高速 4 号東海線に並行して、高架下に道路が存在する。</li> </ul>	—
	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>大部分に大規模な鉄鋼関連事業所が立地し、地域住民も利用可能な病院が立地している。</li> <li>東部に貨物専用の鉄道線路があり、一部の線路が企業の敷地内まで伸びている。</li> <li>鉄道線路に沿って、西知多産業道路（国道 247 号）が隣接している。</li> <li>南部の出入口に橋梁、横須賀 IC が、東部の出入口に加家 IC が存在する。</li> <li>北西部は海、南東部に大田川が流れている。</li> </ul>	—
	③-A	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な鉄鋼関連事業所が立地している。</li> <li>東部の出入口に橋梁、横須賀 IC が存在する。</li> <li>南西部は海となっている。</li> </ul>	—
	③-B	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模な倉庫関連会社が立地している。</li> <li>南東部に貨物専用の鉄道線路があり、南部に名古屋南貨物駅が存在する。現在、名古屋南貨物駅より南部は廃線になっている。</li> <li>東部に鉄道線路に沿って、西知多産業道路（国道 247 号）が隣接している。</li> <li>南部の出入口に横須賀 IC が存在する。</li> <li>北部に大田川が流れている。</li> </ul>	—
	③-C	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模な輸送関連会社が立地している。</li> <li>南東部に貨物専用の鉄道線路がある。現在は廃線になっている。</li> <li>鉄道線路に沿って、西知多産業道路（国道 155 号）が隣接している。</li> <li>南部に信濃川が流れている。</li> </ul>	—

※堤内地とは、河岸や海岸に設けられた堤防に対して河川や海の反対側にあたる人間が生活や生産を営む土地のことで、堤外地とは、堤内地の反対側の土地で、堤防より河川や海側の地域のことを言う。

## 2 津波避難方針

### (1) 各地区の避難施設の確保

- a. 堤内の南柴田町の工業地域については、津波による甚大な被害が想定される地域（想定浸水深 2m 以上）と海岸堤防等に囲まれた地域となることから、河川、幹線道路等に囲まれたブロック内での避難施設の確保に努める。
- b. 堤外の埋立工業地域については、津波による浸水は想定されないが、周辺の浸水や橋梁の破損・流出等により、地域が孤立する可能性があるため、南柴田町の工業地域と同様に河川、幹線道路等に囲まれたブロック内での避難施設の確保に努める。
- c. 各事業所は、自社内での避難施設を確保することが望ましいが、確保できない場合には、近隣事業所間で協力すること等により、避難施設を確保する。

### (2) 避難経路の確保

- 津波からの避難にあたっては、地震の揺れに伴う以下のような被害を想定し、ブロック内での避難経路の確保を行う。
- a. 地震により建物や構造物の倒壊
  - b. 地盤の液状化
  - c. 危険物タンク等からの火災・ガス爆発及び毒性拡散等
- また、避難道路へのアクセス道路については、車での移動中の避難や避難所等への二次避難等が迅速かつ円滑に行えるよう、橋梁部の耐震化や踏切遮断時の横断方法の検討等、その安全性の確保に努める。

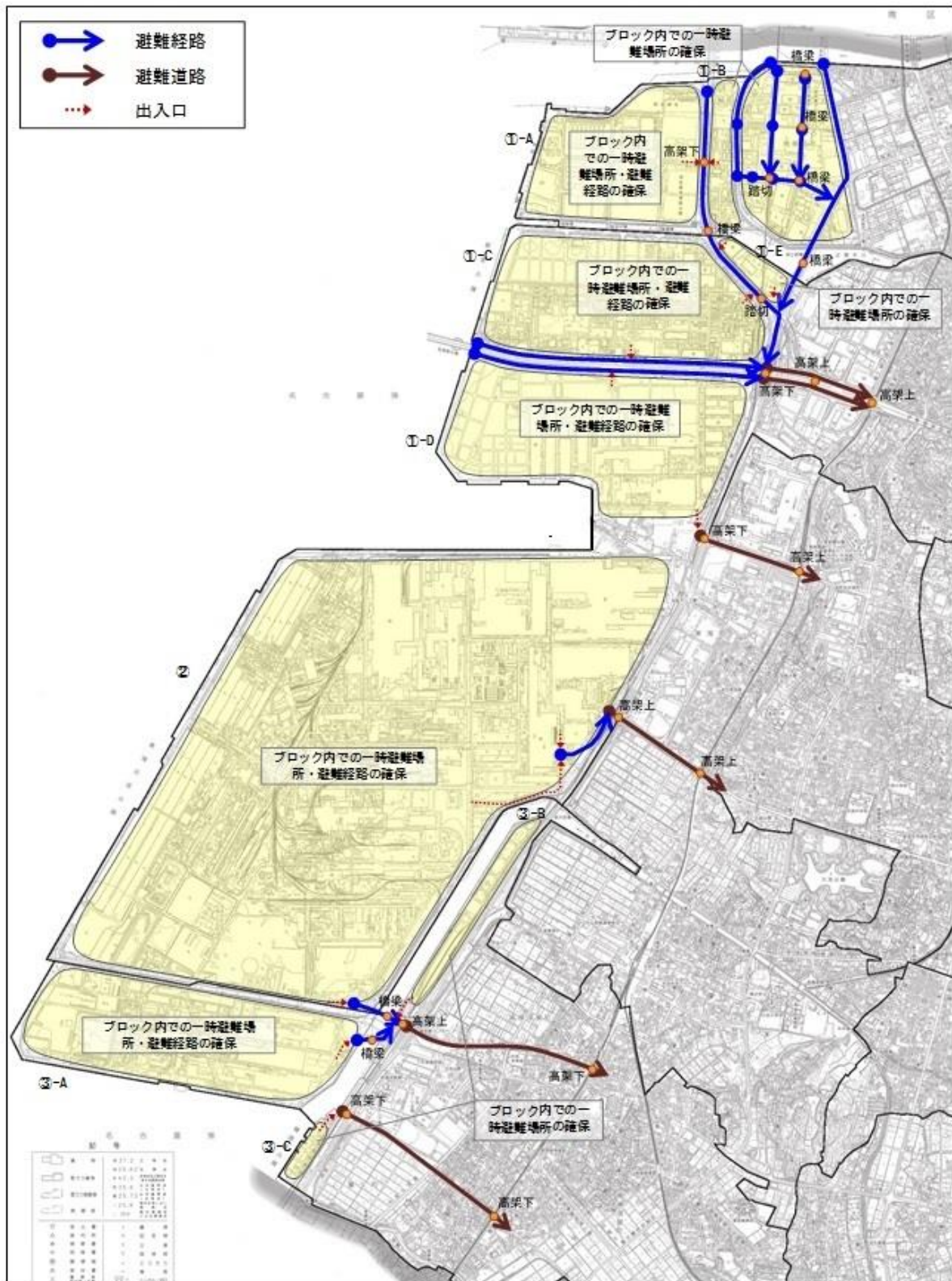
### (3) 避難方法

避難者の集中による交通混雑・事故等により、渋滞や移動の危険性が高まると考えられることから、原則として徒歩や自転車等により避難する。

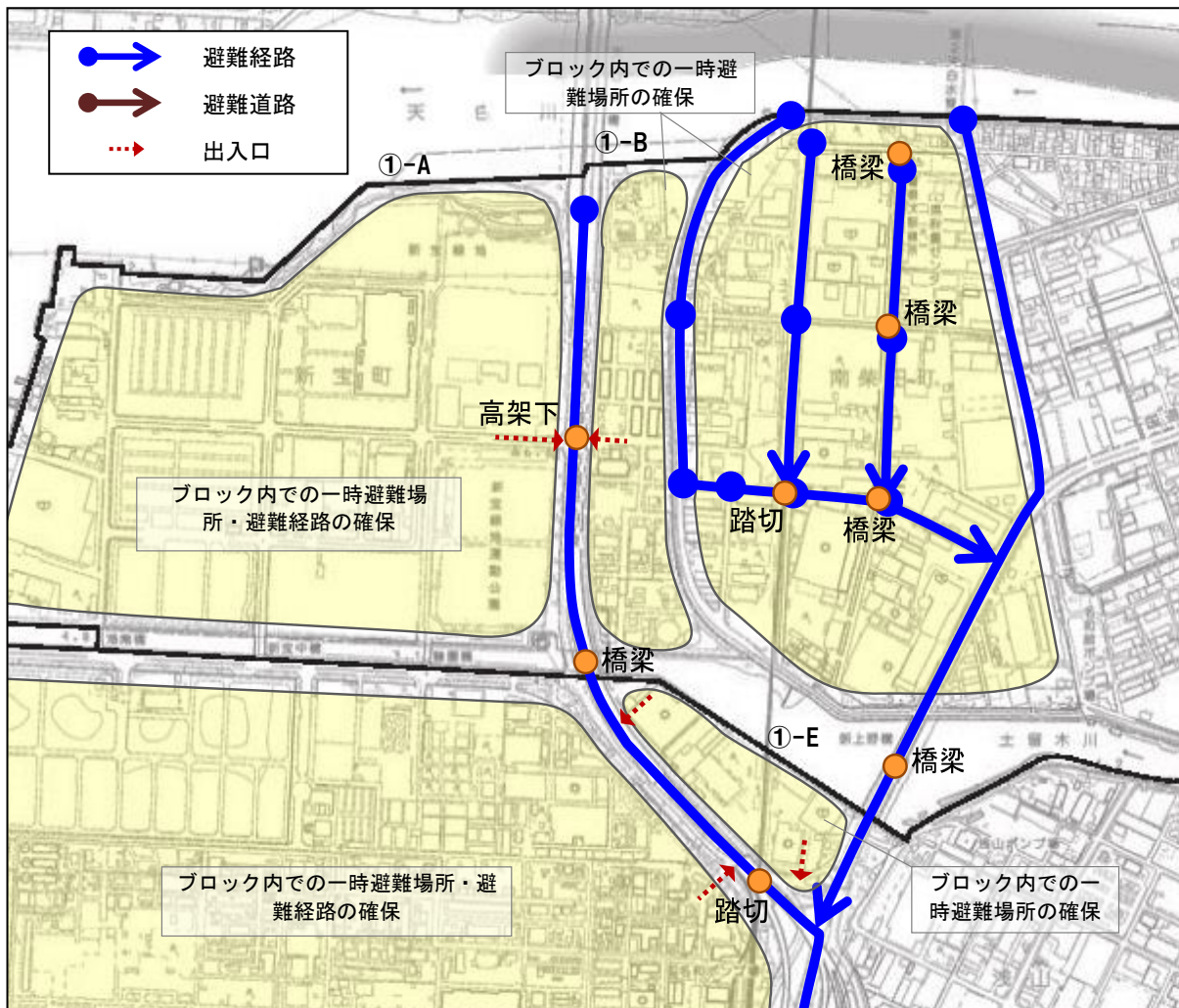
### (4) 避難誘導方針

外来者など従業員以外の人員を多く抱える事業所においては、これらの人員が確実に避難できる体制を確立する。また、南柴田町の工業地域については、一般の住民と混在した状態での避難が想定されるため、混乱を招かないよう誘導等に十分留意する。

### 3 津波避難計画図



【堤内地拡大図】



## 第4節 津波防災の普及・啓発

津波による被害を最小限に食い止めるには、日頃から市民一人ひとりが津波災害についての認識を深め、津波災害から自己を守るとともにお互いに助け合うことが重要である。このため、市は、津波防災訓練や普及・啓発活動を行うとともに、防災関係機関等との連携を通じ、津波防災の普及・啓発を図る。

### 1 津波防災訓練等の実施

#### (1) 実施体制

津波避難訓練の実施に際し、自主防災組織、社会福祉施設、学校、企業、医療施設、消防本部、消防団、津波一時避難ビルの管理者、防災ボランティア団体等の関係者の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

また、地域住民、従業者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や来訪者の避難誘導、夜間における避難、防災行政無線が使えない場合など、様々な事態を想定したより実践的な訓練を行うように努める。

#### (2) 総合防災訓練

市は、小学校区を単位とした自主防災組織との共催により、防災関係機関等の協力を求め、大規模な地震・津波等の災害に備えた総合防災訓練を適宜実施する。

なお、津波浸水被害が想定される小学校区での訓練実施に当たっては、津波被害の想定を明確化した上で、避難時間の計測、避難行動要支援者の避難の補助、樋門の閉鎖操作、高台等の安全地域からの観測などを行い、訓練結果を踏まえた内容の検証・見直しを行うものとする。

#### (3) 個別防災訓練

##### ア 地域の津波防災訓練

市は、地域の津波災害への対応力強化及び防災リーダー育成を図るため、コミュニティ又は町内会・自治会を単位とした自主防災組織主催の津波防災訓練の実施に際し、資機材の貸し出し、講師・指導員の派遣等の必要な支援を行う。

##### イ 情報の収集・伝達訓練

市は、津波発生時の緊急連絡体制の強化を図るため、大津波警報・津波警報の発令時を想定した情報収集・伝達訓練を適宜実施し、情報の収集・伝達ルート、同報無線の可聴範囲、住民への広報文案の適否等について確認や検証を行う。

##### ウ 職員参集訓練

市は、津波発生時等における災害対策の万全を期するため、職員の参集訓練を適宜実施する。

## エ 防災図上訓練

市は、津波災害への対応力強化を図るため、津波被害を想定した初動対応、応急対策等の実践的な図上型訓練を行い、地域防災計画や応急対策要領等の見直し等に反映する。

## 2 津波防災の普及・啓発活動の推進

津波による被害軽減には、住民等の避難行動が基本になることから、市は、以下の事項について、講演会の実施、防災マップ、広報パンフレット等による情報提供により、普及・啓発活動に努める。

### ■主な普及・啓発内容

- a. 津波に関する一般知識
- b. 津波警報や避難指示等に関する知識
- c. 避難の方法及び場所
- d. 津波浸水予想地域（津波避難対象地域）
- e. 平常時及び津波災害時の心得

## 3 自主防災組織、企業、学校等との連携

### （1）自主防災組織の活性化

自主防災組織の活動は、津波情報の正確な伝達、避難・誘導等についても大きな役割を担うことが期待されるため、発災時に対応できるよう、資機材等の整備に対する補助や防災リーダーの育成等に努める。

### （2）自主防災組織等のネットワーク化の推進

発災時には、地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関等のネットワーク化の推進に努める。

また、市は、自主防災組織が企業や学校、防災関係機関などと、合同防災訓練に取り組む等、必要な事業の実施及び支援、指導に努める。

### （3）地域主導での津波避難計画の作成

臨海部を含む地域においては、住民等が主導となり、ワークショップ手法等を用いて、町内会単位等での津波避難計画を策定する。

## 第5節 要配慮者への安全対策

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の者で災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

### 1 社会福祉施設等における対策

#### (1) 社会福祉施設等の安全な地域への誘導

市は、津波からの迅速な避難が困難である等、特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等については、可能な限り安全な場所に建築されるよう、「社会福祉施設等を建設する場合の基準」等を定め、その啓発に努める。

#### (2) 津波避難対象地域内の社会福祉施設等の公表

市は、津波避難対象地域内の社会福祉施設等で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、これらの施設名称及び所在地について住民への周知を図る。

#### (3) 津波災害警戒区域内の社会福祉施設等における対策

津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの(市地域防災計画に定める施設)については、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく必要がある。また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定する必要があり、市は、こうした施設管理者等への助言等の必要な支援を行う。

#### (4) 社会福祉施設等の管理者への情報伝達

市は、津波避難対象地域内の社会福祉施設等で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、社会福祉施設等の管理者への津波予報等の伝達方法を定め、住民への周知を図る。

### 2 在宅者対策

#### (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備

市は、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた津波避難に対応できるよう、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難時に配慮すべき事項、同居家族、緊急連絡先、避難支援者情報、避難場所、想定する被害等を記載した個別避難計画を整備し、関係者との情報共有に努める。

また、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者本人に、平常時から避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を広く支援等関係者に提供することに

ついて説明及び意思確認を行うとともに、支援等関係者に対して個人情報の取り扱いに関する研修等を行い、適正な情報管理に努める。

#### (2) 緊急警報システム等の整備

市は、避難行動要支援者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、自主防災組織等の協力を得て地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

#### (3) 支援体制マニュアル等の整備

市は、被災時の避難行動要支援者の安全と入所施設を確保するため、避難行動要支援者支援体制マニュアルの整備を図るとともに、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

#### (4) 防災教育及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるため、個々の避難行動要支援者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

### 3 外国人等に対する津波防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人や旅行者等が、津波災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような津波防災環境づくりに努める。

#### ■外国人等に対する津波防災対策

- a. 拠点避難所や避難路の標識等の多言語化
- b. 地域全体での支援システムや救助体制の整備
- c. 多言語による津波防災知識の普及活動の推進
- d. 外国人も対象とした津波防災教育や津波防災訓練の実施

### 4 生活物資等の整備

市は、乳幼児及び高齢者などに配慮した食糧及び生活必需品の備蓄を推進する。